

氏 名：角井 英明 議員

項 目：建設候補地を「西清崎地区」とすることについて

**Q 1：どうして「西清崎地区」なのか**

A 1：先のご質問でもお答えしておりますとおり、彦根市清掃センターは施設の老朽化が著しく進行しており、いつ停止してもおかしくない状況です。

また、リバーズセンターにおきましても、新施設の稼働時期によっては、大規模な長寿命化工事を実施せざるを得ない状況にあると伺っております。

当圏域におけるこのようなごみ処理に係る状況は、一刻も早く解消する必要があり、一日でも早く、新しいごみ処理施設を稼働させるべきだと認識しております。

西清崎地区の建設候補地での整備であれば、すでに環境アセスメントなどの関連業務が進められていることから、他の候補地を新たに選定し、調査を一から開始する場合と比べ、より早期に事業を進めることが見込まれます。

したがいまして、西清崎地区の建設候補地を優先的に検討し、新ごみ処理施設の整備を進める方針とするものです。

**Q 2：「西清崎地区」は建設候補地としてふさわしいのか**

A 2：議員ご指摘のとおり、西清崎地区の建設候補地は、軟弱地盤、浸水想定区域、土石流危険渓流に該当しますが、従前の計画を踏まえ、それぞれに適切な対策を講じることで建設候補地として問題ないと考えており、現時点では優先して検討すべき候補地であると認識しております。

具体的には、従前の計画では、軟弱地盤に対しては、最適な工法として、鉛直ドレーンにより間隙水を排水する圧密沈下促進工法を決定しておりました。

また、浸水想定区域については、宇曾川の最大浸水想定を基に、浸水しない高さまで盛土を行う計画となっております。

また、土石流危険渓流については、災害リスクマップ等で影響範囲を確認し、施設への影響が及ばないよう適切な施設配置を計画しておりました。

以上の点から、西清崎地区は建設候補地として検討の対象となるものと考えております。

**Q 3：軟弱地盤、浸水想定地域、土石流危険渓流等への対策と費用負担は**

A 3：先ほどもお答えしましたとおり、軟弱地盤対策については、費用面も含めて最適な工法を検討した結果、サンドドレーンおよびペーパードレーンにより土中の間隙水を地上へ排水する「圧密沈下促進工法」としており、議員ご指摘のサンドコンパクションパイル工法ではございません。

また、浸水対策につきましても、最大浸水想定を基に浸水しない高さにまで盛土する計画でございました。

これらの費用につきましては、前回調査の報告書では、軟弱地盤対策を含む盛土による敷地造成費用が約26億円とされておりますが、今回の検討におきましては、一部施設の後年整備に伴う盛土範囲の再検討など、費用の縮減を検討してまいりたいと考えております。

なお、土石流危険溪流への対策は、施設配置の工夫により施設への影響を回避できることから、費用は発生しておりません。

#### **Q 4 : 「西清崎地区」への対応は適切か**

A 4 : まず、好気性発酵乾燥方式の採用方針を決定した際の話し合いについてですが、昨年10月31日の全員協議会において、組合議員の皆さまに執行部の方針をご説明させていただき、その同日の夜に西清崎町公民館を訪問いたしました。

その際には、追加調査の結果報告に加え、執行部の方針として好気性発酵乾燥方式を採用すること、ならびに建設候補地の再公募を行う方針であることをご説明し、この方針について今後の組合議会でご審議いただくことをお伝えいたしました。

また、続く12月18日にも再度、西清崎町公民館において話し合いの場を持たせていただきました。

この2回にわたる訪問については、組合の方針に対して、多くのご不満の声が寄せられました。

一方、田島新管理者が彦根市長として訪問された今年5月29日の話し合いでは、仮に西清崎地区を建設候補地として再び事業を進めたい場合に、受け入れてもらえるかどうかの確認がなされました。

西清崎の方々からは、あらためて話し合いが必要との意見があり、その場で結論は出ませんでした。特に大きな反発や反対意見はございませんでした。

続く8月5日に、組合管理者として再度訪問された際には、前回の訪問を受けて自治会が各世帯に意向調査を実施した結果、熱回収施設であれば賛成とのご報告をいただきました。

#### 項 目 : 「熱回収方式」を基本に検討することについて

#### **Q 5 : 「熱回収方式」を基本に検討する理由として、資源循環があげられているが、この場合の資源循環とは**

A 5 : 「彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画」では、分別と資源化の推進を基本方針として掲げており、新たに整備するごみ処理施設においても、より効率的で高度な

リサイクルの実現を目指しています。

例えば、容器包装プラスチックや硬質プラスチックなどのプラスチック類については、「分別・資源化」することを予定しており、こうした取組を前提としたうえで今回の検討を行うことから、今後の事業方針に挙げているものでございます。

**Q 6 : 「熱回収方式」を基本に検討する理由として、エネルギー回収があげられているが、エネルギー回収とは**

A 6 : 議員ご指摘のとおり、廃棄物については、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図る観点から、不適正処理の防止や環境負荷の低減に配慮しつつ、「再使用」「再生利用」「熱回収」の順に、可能な限り循環的に利用することが基本とされています。このうち「熱回収方式」は、再使用や再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物を最終的に処理する手法であり、焼却せざるを得ない場合でも、その焼却の過程で発生する熱を利用して高効率の廃棄物発電を行い、得られたエネルギーを電力や熱源として、無駄なく有効活用するものであると認識しております。

**Q 7 : 「熱回収方式」とは「焼却方式」のことであり、地球沸騰化を加速するのでは**

A 7 : 地球温暖化をはじめとする気候変動は、人間の活動に伴う化石燃料の燃焼が温室効果ガスの排出量を増大させ、気象パターンの変化に影響を及ぼしているとされています。

「熱回収方式」は、廃棄物を焼却する際に高効率でエネルギーを回収し、電力や熱源として活用することで、化石燃料の使用を一部代替できるため、温室効果ガスの排出削減に貢献するとされています。

したがって、「熱回収方式」は地球温暖化や地球沸騰化を加速させるものではなく、SDGsの目標13「気候変動に具体的な対策を」に反するものではないと認識しております。

なお、今回の検討におきましては、より効率的なエネルギー回収を目指し、熱回収施設の前処理として生ごみ等をメタン発酵施設で処理する「コンバインド方式」についても検討してまいりたいと考えております。

**Q 8 : 分別を徹底していけば燃やすごみが減り、「熱回収方式」は成立しないのでは**

A 8 : 先ほどもお答えしましたとおり、「彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画」では、分別と資源化の推進を基本方針としており、容器包装プラスチックや硬質プラスチックなどのプラスチック類は、可能な限り「分別・資源化」の対象とし、汚れが落とすにくいものや資源化に適さないものについてのみ、焼却・熱回収により処理し、そこから得られる熱エネルギーを有効活用することとされています。

このため、プラスチック類の分別が進むことで、熱回収施設で処理する量は一定減少することが見込まれますが、熱回収施設の計画にあたっては、こうした分別・資源化の進展を見込んだうえで、ごみの量や性状を踏まえた設備構成を検討することとしており、熱回収施設の安定稼働には支障がないものと考えております。

また、ごみの減量や分別の推進については、構成市町がそれぞれ施策を講じておられますことから、今後は住民の皆さまの意識向上により、より一層の成果が期待されます。

当組合といたしましても、引き続き積極的に周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**Q 9 : 生ごみを資源として捉え、有効活用できるごみ処理施設にすべきではないか**

A 9 : 議員ご質問のとおり、生ごみの資源化の取組は、ごみの減量を推進するうえで非常に有意義であり、こうした取組がさらに広がることで地域全体としてのごみ減量の一層の進展が期待されるものと認識しております。

一方で、行政主体で全域の生ごみを分別回収するには、収集回数の増加などにより市町の収集運搬費用が増大するなどの課題もございます。

そのため、現時点において、生ごみの分別収集を前提とした施設整備は難しいと考えておりますが、先にご答弁申し上げましたとおり高効率でのエネルギー回収を図るとともに、生ごみの焼却量を可能な限り削減し施設規模の縮小につなげることを目指し、乾式のメタン発酵施設と熱回収施設を組み合わせたコンバインド方式についても検討を進めたいと考えております。